

作成日：2016年11月1日

ロシア連邦

Russian Federation

特許庁の所在地：

連邦知的所有権行政局；ロシア特許商標庁

Federal Service for Intellectual Property, Patents and Trademarks
(ROSPATENT)

Berezhkovskaya nab. 30 build. 1,

Moscow, G-59, GSP-3, 125993,

Russian Federation

Tel : (7 499) 240 60-15

Fax : (7 499) 243 33-37

Email: fips@rupto.ru

Website: www.rupto.ru

目 次

< 共通情報 >

1. 加盟している産業財産権関連の条約
2. 特許審査ハイウェイ実施状況
3. 現地代理人の必要性有無
4. 現地の代理人団体の有無
5. 出願言語
6. その他関係団体
7. 特許情報へのアクセス方法

< 特許制度 >

1. 現行法令について
2. 特許出願時の必要書類
3. 料金表
4. 料金減免制度について（存在する場合）
5. 実体審査の有無
6. 出願公開制度の有無
7. 審査請求制度の有無
8. 出願から登録までの手続の流れ（フローチャート及び期限等を含む説明）
9. 存続期間及びその起算日（権利の発生日）
10. PCT に加盟している場合、その国内段階手続の概要（国内段階移行期限等）
11. 留意事項

< 実用新案制度 >

1. 現行法令について
2. 実用新案出願時の必要書類
3. 料金表
4. 料金減免制度について（存在する場合）
5. 実体審査の有無
6. 出願公開制度の有無
7. 審査請求制度の有無
8. 出願から登録までの手続の流れ（フローチャート及び期限等を含む説明）
9. 存続期間及びその起算日（権利の発生日）
10. （無審査登録制度の場合）第三者対抗要件について
11. PCT に加盟している場合、その国内段階手続の概要（国内段階移行期限等）
12. 留意事項

<意匠制度>

1. 現行法令について
2. 意匠出願時の必要書類
3. 料金表
4. 料金減免制度について（存在する場合）
5. 実体審査の有無
6. 出願公開制度の有無
7. 審査請求制度の有無
8. 出願から登録までの手続の流れ（フローチャート及び期限等を含む説明）
9. 存続期間及びその起算日（権利の発生日）
10. 部分意匠制度の有無
11. 留意事項

<商標制度>

1. 現行法令について
2. 商標出願時の必要書類
3. 料金表
4. 料金減免制度について（存在する場合）
5. 実体審査の有無
6. 出願公開制度の有無
7. 審査請求制度の有無
8. 出願から登録までの手続の流れ（フローチャート及び期限等を含む説明）
9. 存続期間及びその起算日（権利の発生日）
10. 出願時点での使用義務の有無
11. 保護対象
12. 留意事項

共通情報

1. 加盟している産業財産権関連の条約

- (1) パリ条約 (Paris Convention)
- (2) 特許協力条約 (PCT)
- (3) ユーラシア特許条約 (Eurasian Patent Convention)
- (4) 微生物の寄託の国際承認に関するブタペスト条約 (Budapest Treaty)
- (5) WIPO 設立条約 (WIPO)
- (6) 国際特許分類に関するストラスブール協定 (IPC)
- (7) 標章の国際登録に関するマドリッド協定 (Madrid Agreement)
- (8) 標章の国際登録に関するマドリッド協定議定書 (Madrid Protocol)
- (9) 外国公文書領事認証免除に関するヘーグ条約 (Hague Convention)

2. 特許審査ハイウェイ実施状況

日本国特許庁のウェブページに特許審査ハイウェイ (PPH: Patent Prosecution Highway) の実施状況について詳細の説明があります。
http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/torikumi/t_torikumi/patent_highway.htm

3. 現地代理人の必要性有無

ロシア国内に住所を有していない出願人は、現地代理人(弁理士又は弁護士)を選任しなければなりません。

4. 現地の代理人団体の有無

Russian Chamber of Patent Attorneys
Berezhkovskaya nab., 6, office 214, Moscow, Russia, 123995
Tel & Fax: 7-499 240 6945
Email: info@palatapp.ru

5. 出願言語

ロシア語以外の言語により出願することができます。

6. その他関係団体

JETRO Moscow
5, Bryanskaya St. Moscow, 121059, Russian Federation
Tel: 7 495 580 7320
Fax: 7 495 580 7323

7. 特許情報へのアクセス方法

http://wwwl.fips.ru/wps/wcm/connect/content_en/en/main

特許制度

1. 現行法令について

2014年3月12日の連邦法により改正された2008年1月1日施行の民事法典第4部が適用されています。

2. 特許出願時の必要書類

(1) 願書 (Request) :

出願人の名称及び住所、発明者の氏名及び住所、現地代理人の氏名、優先権主張の場合にはその情報等を記載します。

現地代理人が作成し、署名して提出します。

(2) 明細書及びクレーム (Specification & Claims) :

① ロシア語以外の他の言語でもって出願することができます。

② 但し、この場合、ロシア語翻訳文を特許庁からの補正指令から3ヶ月以内に提出する必要があります。

(3) 必要な図面及び要約 (Drawings & Abstract) :

(4) 委任状 (Power of Attorney) :

審査官からの提出要求があった場合に提出します。

(5) 優先権証明書 (Priority Document) :

① 優先権証明書は、優先日から16ヶ月以内に提出する必要があります。
なお、優先権証明書の提出が遅延した場合（優先日から16ヶ月経過後に提出された場合）でも、優先権が認められる旨の規定が追加されました。

② 優先権証明書の翻訳文は、審査官から提出要求があった場合に提出する必要があります。

3. 料金表 (単位 : ロシア・ルーブル (RUB) です。)

(1) 出願料金 :

① 25個以上のクレーム場合、各クレームにつき 250

② オンライン出願の場合、出願料金は15%減額されます。

(2) 実体審査請求料金 :

① 1発明(1の独立クレーム) 2,450

② 各追加独立クレーム当たり(10以下) 1,950

(11以上) 3,400

< 国際調査報告書又は国際予備審査報告書を
伴う出願の場合、料金が20%減額されます >

< ロシア特許庁により作成された調査報告書を

伴う出願の場合、料金が 50%減額されます>

(3) 期間延長料金 (1 ヶ月当たり) :	200
(4) 特許登録料金 :	3,250
(5) 拒絶査定不服審判請求料金 :	2,450
(6) 年 金 (各年度当たり) :	
① 第 3 年度及び第 4 年度	850
② 第 5 年度及び第 6 年度	1,250
③ 第 7 年度及び第 8 年度	1,650
④ 第 9 年度及び第 10 年度	2,450
⑤ 第 11 年度及び第 12 年度	3,650
⑥ 第 13 年度及び第 14 年度	4,900
⑦ 第 15 年度から第 18 年度	6,100
⑧ 第 19 年度及び第 20 年度	8,100
⑨ 第 21 年以上	12,000

4. 料金減免制度について

- (1) 発明者が単独の出願人の場合、料金 50%減額されます。
- (2) 小企業としての基準に該当する場合、例えば、共同組合組織等の会社の法的形態により、又総従業員数が 100 人以下等の場合に、又は年収総額が一定額以下の場合には、料金 50%減額されます。
- (3) 国家により公認された機関の学生、教授及び科学者、障害者又退職年金受給者(発明者で、単独出願人の場合) には、料金 80%減額されます。
但し、この場合には、その旨を証明する書類の提出が必要となります。

5. 実体審査の有無

実体審査が行われます。

6. 出願公開制度の有無

出願公開制度が採用されております。

7. 審査請求制度の有無

審査請求制度が採用されております。

8. 出願から登録までの手続の流れ(フローチャート及び期限等を含む説明)

出願書類が提出されますと、方式的要件の審査、新規性調査、出願公開、審査請求、実体審査の手続きで特許の可否が決定されます。

(1) 方式審査

- ① まず、方式的要件を満たすか否かについて、審査が行われます。

方式的要件を満たしていないと判断された場合、出願人は補正指令書の発行日から、補正期間として3ヶ月の期間が与えられます。

- ②この期間は延長することができますが、補正指令に対して応答しなかった場合、出願は取り下げられたものとみなされます。

(2) 不特許事由

次の事由については、特許を受けることができません。

- ① 発見、科学的理論又は算術的方法
- ② コンピュータプログラム自体
- ③ 精神的活動や遊戯、ビジネスを遂行するための方法や規則
- ④ 美的創作物
- ⑤ 公序良俗に反する恐れがある発明等です。

(3) 新規性

- ① 出願日（又は優先日）前に、出願に係る発明がロシア国内又は外国において、公衆が利用可能な状態にある場合、新規性は有しません（絶対的新規性の採用です）。

- ② また、出願後、出願公開等された先の出願の明細書等に記載された発明と同一である後の出願も、特許を受けることができません。

この場合、出願人が同一人の場合でも適用されます。

以下の場合には、新規性は喪失しないものとみなされます。

< 新規性喪失の例外の適用 >

- ① 出願前6ヶ月以内における、発明者又は出願人による発明の公表
- ② 出願前6ヶ月以内における、発明者又は出願人から直接若しくは間接的に情報を得た第三者による情報の公表

(4) 出願公開

- ① 出願から18ヶ月経過後、出願内容は公開されます。
- ② なお、出願人は早期公開も請求することができます。

(5) 実体審査

- ① 審査請求は、出願日から3年以内に行わなければなりません。

なお、第三者も審査請求をすることができます。

この期間内に審査請求が行われなかった場合、出願は取り下げられたものとみなされます。

- ② 新規性等の有無の審査結果、特許要件を満たしていないと判断された場合、拒絶理由通知が発行され、出願人は当該通知書発行日から3ヶ月以内に意見書、又は補正書を提出することができます。

この期間は請求により延長することができます。

- ③ なお、発明は当業者が実施できるように十分に開示されている必要が

ある旨、クレームの記載要件として審査が行われる旨、明記されました。

④拒絶理由通知に対する応答により、依然として特許要件を満たしていないと判断された場合、或いは応答しなかった場合には、最終拒絶査定が発行されます。

⑤この拒絶に不服を有する場合には、当該拒絶査定通知書の発行日から7ヶ月以内に特許庁に不服申し立てをすることができます。

(6) 特許付与

①特許要件を満たしていると判断された場合は、特許査定通知書発行されます。

②この特許査定通知に対して特許発行のための手数料を納付することにより、特許の詳細が公報に公告され、特許原簿に特許が登録され、出願人に特許証が発行されます。

(7) 明細書等の補正

①出願人は特許査定発行前又は拒絶査定発行前、自発的に補正をすることができます。

②また、審査において審査官の請求に基づき補正をすることもできます。

(8) 分割出願

①出願人は発明の単一性の要件を満たしていない旨のオフィスアクションを受領した場合に、又自発的に、分割出願をすることができます。

②分割出願は、特許として認められた出願が登録簿に登録されるまで、又は拒絶された出願に対し審判請求をすることができるまで、することができます。

(9) 第三者による情報提供

出願公開後、何人もファイルを閲覧し、特許性に関する意見書を提出することができます。

(10) 早期審査

①早期審査は規定されていません。

②グローバル特許審査ハイウェイ（GPPH）を利用することができます。

(11) 異議申立て

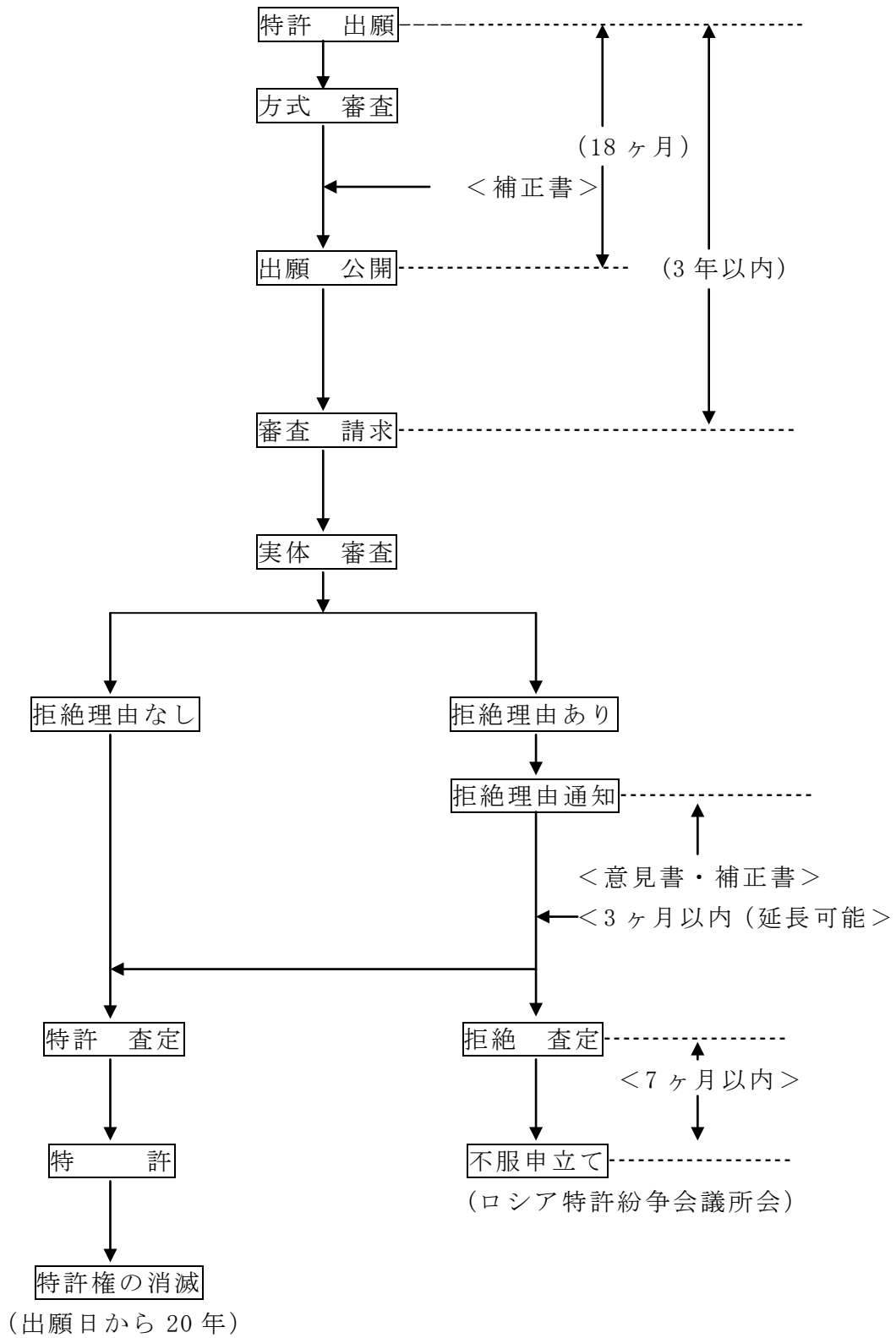
異議申立ては規定されていません。

(12) 無効審判

①以前は、特許権の存続期間中に限り無効審判の請求をすることができましたが、改正により特許権の存続期間満了後でも請求できるようになりました。

②但し、期間満了後は利害関係人のみが請求できるとされており、

出願から特許権の消滅までのフローチャート：



日本・ロシア特許審査ハイウェイ（PPH）に関して

- (1) 日本国特許庁は、特許審査ハイウェイについて、さらに手続きの利便性の向上を図るべく、他国特許庁と、グローバル特許審査ハイウェイ (Global Patent Prosecution Highway) (GPPH) を 2014 年 1 月 6 日から開始することに合意し、ロシア特許庁もこの GPPH に参加しました。
- (2) その結果、GPPH に参加した特許庁間ですべての PPH が可能となり、国によりどの PPH が利用可能なのか区別する必要がなくなりました。
- (3) 従いまして、参加国の何れかの特許庁に先に出願された出願（先行庁）に基づいて、ロシア出願について GPPH に基づく申請をすることができま

す。
なお、この GPPH には、米国特許庁、英国特許庁、オーストラリア特許庁、韓国特許庁等、21 カ国の特許庁が参加しております（2015 年 7 月 6 日現在）。

以下、国内出願の審査結果を利用した特許審査ハイウェイ（PPH）及び PCT 国際段階成果物を利用した特許審査ハイウェイ（PCT-PPH）について説明します。

(A) 国内出願の審査結果を利用した特許審査ハイウェイ（PPH）：

(1) 申請要件：

- ① PPH を申請するロシア出願と対応する先行庁出願において、優先日あるいは出願日のうち、最先の日付が同一であること。
例えば、ロシア出願（PCT 出願の国内移行出願も含む）が、
 - (a) 先行庁出願に基づいて正当なパリ条約に基づく優先権を主張している出願であること、
 - (b) 先行庁出願に対する正当なパリ条約に基づく優先権主張の基礎となっている出願であること、
 - (c) 先行庁出願（PCT 出願の国内移行出願も含む）と同一の優先権基礎出願を有する出願であること、等です。
- ② 一の先行庁出願が、先行庁により特許可能と判断された一又は複数の請求項を有すること。
- ③ ロシア出願の全ての請求項が、先行庁によって特許可能と判断された一又は複数の請求項と十分に対応していること。
- ④ ロシア特許庁が、ロシア出願の実体審査を着手していないこと。

(2) 必要な書類：

次の書類を、申請書に添付する必要があります。

- ①先行庁出願におけるすべてのオフィス・アクションの写し、及びその英語又はロシア語の翻訳文。
- ②先行庁出願の特許可能と判断された請求項の写し、及びその英語又はロシア語の翻訳文。
- ③先行庁出願の審査官が引用した文献の写し。
 - (a)引用文献が特許文献の場合、通常ロシア特許庁が所有していますので、提出する必要はありません。
 - (b)非特許文献の場合は、提出を省略することができません。
 - (c)なお、引用文献の翻訳文の提出は不要です。
- ④請求項対応表。

ロシア出願のすべての請求項と先行庁出願の特許可能と判断された請求項との関係を示す請求項対応表です。
- ⑤ロシア出願について出願審査の請求を行うこと。

(3) 早期審査の手続：

- ①申請の要件を満たしていない場合、審査申請は承認されず、この場合ロシア特許庁は、申請を認めない旨及びその理由を出願人に通知します。
- ②出願人には、申請書の補正の機会が1度だけ与えられます。補正されない場合には、出願は通常の順番により審査されます。

(B) PCT 国際出願成果物を利用した特許審査ハイウェイ (PCT-PPH)：

(1) 申請要件：

- ①国際出願の国際段階における成果物、国際調査機関が作成した見解書 (WO/ISA)、国際予備審査機関が作成した見解書 (WO/IPEA) 及び国際予備審査報告 (IPER) のうち、最新に発行されたものにおいて、特許性 (新規性、進歩性、産業上利用可能性のいずれも) 有りと示された請求項が少なくとも1つ存在すること。
 - (a)但し、上記 WO/ISA, WO/IPEA, IPER は、先行庁が国際調査機関、国際予備審査機関として作成したものに限られます。
 - (b)優先権主張の基礎となる出願は、いずれの特許庁にされた出願も可能です。
 - (c)なお、国際調査報告のみに基づいて、申請することはできません。
- ②ロシア出願と国際出願は次の何れかの関係が必要です。
 - (a)ロシア出願は、対応する国際出願の国内段階移行出願であること、
 - (b)ロシア出願が、対応する国際出願のパリ条約優先権主張の基礎となっていること、
 - (c)ロシア出願は、対応する国際出願をパリ条約優先権主張の基礎と

する国際出願の国内段階移行出願であること、
等です。

③ロシア出願のすべての請求項が、先行庁が ISA 又は IPEA として特許可能と判断し—又は複数の請求項と十分に対応しているか、十分に対応するように補正されていること。

④ロシア出願に対して、申請時に審査に着手されていないこと。

(2) 必要な書類：

申請の際に、次の書類を添付する必要があります。

なお、場合により、書類の提出を省略することができますが、その場合には、省略する書類名を申請書に記載する必要があります。

①特許有りとの判断が記載された最新国際成果物の写し、及び英語又はロシア語に翻訳文。

(a)ロシア出願が対応する国際出願の国内段階移行出願である場合、ロシア出願の包袋情報の一部として特許性に関する国際予備報告 (IPRP) の写しと、その英語の翻訳文が含まれますので、提出を省略することが可能です。

(b)また、ロシア特許庁が「PATENTSCOPE(登録商標)」で、最新国際段階成果物の写し、その英語の翻訳文が取得可能である場合、提出を省略することが可能です。

②最新国際成果物で特許性有りと示された請求項の写しと、ロシア語によるその翻訳文

「PATENTSCOPE(登録商標)」で、特許性有りと示された請求項の写し
が取得可能である場合、提出を省略することが可能です。

③最新国際段階成果物で提示された文献の写し。

(a)文献が、特許文献の場合は、原則として提出を省略することができます。

(b)文献が、非特許文献の場合は、提出する必要があります。

(c)引用文献の翻訳文の提出は不要です。

④ロシア出願のすべての請求項と、最新国際段階成果物で特許性有りと示された請求項との関係を示す対応表。

⑤ロシア出願について出願審査の請求を行うこと。

(3) 早期審査の手続：

①申請の要件を満たさなかった場合、申請は認められない旨及びその理由が出願人に通知されます。

②出願人に申請の補正機会が1度与えられ、補正されない場合は通常の順番で審査されます。

9. 特許権の存続期間及び起算日（権利発生日）

- (1) 特許権存続期間は、出願日から 20 年です。
特許権の設定登録日より発生します。
- (2) 出願維持年金は、登録時に 3 年度以降の年金を納付する必要があります。

10. PCT に加盟している場合、その国内段階手続の概要（国内段階移行期限等）

- (1) 国内段階移行期限：
優先日から 31 ヶ月以内です。
- (2) 提出すべき書類：下記書類のロシア語による翻訳文の提出が必要です。
 - ① 国際出願時の明細書、請求の範囲、要約及び図面の文言
 - ② 第 19 条補正がされた場合、国際出願時の請求の範囲及び補正後の翻訳文
 - ③ 第 34 条補正がされた場合、国際出願時の明細書等及び補正後の翻訳文

11. 留意事項

- (1) 審査請求から First Action（拒絶理由通知等）までの所要期間：
約 10 ヶ月から 1 年 2 ヶ月です。
- (2) 出願から最終処分（特許又は拒絶）までの所要期間：
約 3 年から 3 年 6 ヶ月です。
- (3) 出願の際：
 - ① ロシアにおいて特許の保護を求める場合、パリルートによる直接出願、PCT 出願による出願、及びユーラシア条約による出願の 3 通りの方法があります。
パリルートによる直接出願の場合には、日本語の明細書等の提出により出願することが可能です。
しかし、この場合には、補正指令から 3 ヶ月以内にロシア語の翻訳文を提出する必要がありますので、この出願方法を利用する場合には、翻訳文提出期限の管理に十分留意して下さい。
 - ② 出願手続きが完了した後は、現地代理人に対して、特許庁に提出した書類（願書）及び特許庁からの書類受取の通知書、それに伴う英訳文を必ず送付してもらうようにすべきでしょう。
出願時に、出願人の名称、優先権の情報等の書誌的事項が正確か否かを確認しておく必要があるからです。
- (4) 出願後審査中：
 - ① ロシアでは、審査請求制度を採用しております。期限は、上述しましたように出願日から 3 年と比較的短期です。
特に、PCT 出願経由の場合は、国際出願日から起算され、あまり期限がありません。

期限徒過を防ぐために、出来る限りロシア国内段階移行と同時に審査請求をするよう現地代理人に指示をすべきでしょう。

期限内に審査請求を行わなかった場合、出願は取り下げられものとみなされてしまうからです。

- ②拒絶理由通知が発行された場合には、必ず特許庁からの通知書及びその英訳文の送付を現地代理人に依頼すべきでしょう。

拒絶理由通知を受け取った場合、応答期限がいつかを判断する必要があるため、そのためには当該通知書の発行日を確認しておく必要があるからです。

ロシア語だけでは理解できない場合がありますが、ロシア語による通知書の日付及び現地代理人からの英文による翻訳文により、ある程度日付の確認は可能となるからです。

(5)特許後：

- ①特許になった場合には、必ずクレームの英訳文を作成し送付してもらうよう、現地代理人に依頼すべきかと思われます。

クレームの英訳文を保持することにより、権利侵害等が生じた場合には、容易にその有無を判断することが可能となるからです。

- ②ユーラシア条約による出願にて保護を求める場合には、ロシア国のみを指定することはできず、全ての締約国が指定された出願になります。但し、ユーラシア出願が特許になった場合、ロシア国のみ権利の維持を希望する場合には、ロシア国のみ年金を納付することにより、単独でのロシア出願による権利を取得したものと同様な効果を得ることができます。

この点、留意すべきかと思われます。

(6)回復：

- ①手続期間を、出願人の正当な理由により遵守できなかった場合には、復活手数料及び必要な書類を提出することにより、出願の復活を請求することができます。

- ②例えば、優先期間内に出願できなかった場合、年金不納により特許が消滅した場合に、回復手続きを利用することができます。

(7)最初に出願する義務：

- ①ロシア国内でされた発明については、最初にロシア特許庁に出願する必要があります。

- ②他国へ出願する場合は、ロシア出願後6カ月経過後となりますが、ロシア特許庁に請求することにより、この期間経過前に出願許可を得ることができます。

实用新案制度

1. 現行法令について

2014年3月12日の連邦法により改正された2008年1月1日施行の民事法典第4部が適用されています。

2. 实用新案出願時の必要書類

特許出願の場合とほぼ同様です。

(1) 願書 (Request) :

出願人の名称及び住所、代理人の氏名及び住所、優先権を主張する場合は、国名、出願年月日及び出願番号を記載します。

(2) 明細書及び請求の範囲 (Specification & Claims) :

① 装置クレームのみ認められています。

② 1件の出願には、1の独立クレームのみ認められています。

(3) 必要な図面 (Drawings) :

(4) 委任状 (Power of Attorney) :

提出要求があった場合に、提出が必要です。

(5) 優先権証明書 (Priority Document) :

① 優先日から16ヶ月以内に提出することができます。

② 優先権証明書の翻訳文は、審査官から提出要求があった場合に提出します。

3. 料金表 (単位 : ロシア・ルーブル (RUB) です。)

(1) 出願料金 :	850
・ 25個以上1クレーム当たり	100
< オンライン出願の場合、15%割引されます >	
(2) 登録料金	3,250
(3) 応答期間延長料金	200
(4) 年金 (各年度当たり) :	
① 第1年度及び2年度	400
② 第3年度及び4年度	850
③ 第5年度及び6年度	1,250
④ 第7年度及び8年度	1,650
⑤ 第9年度及び10年度	2,450

4. 料金減免制度について

特許の場合と同様、減免制度が適用されます。

5. 実体審査の有無

実体審査は行われます。

6. 出願公開制度の有無

出願公開制度は採用されておられません。

7. 審査請求制度の有無

審査請求制度は採用されておられません。

8. 出願から登録までの手続の流れ(フローチャート及び期限等を含む説明)

従来は方式的要件と保護対象を満たしているか否かについての審査のみでしたが、2014年10月1日より、実体審査も対象となりました。

(1) 保護対象：

① 装置に関し、新規性及び産業上利用性を有している場合、実用新案登録を受けることができます。

② 進歩性は、要求されておられません。

(2) 不登録事由：

方法、物質や微生物の菌株等は実用新案として保護を求めることはできません。

(3) 新規性：

① 技術水準には、出願日又は優先日前に世界において公衆の利用可能な状態にある情報が含まれます(絶対的新規性が採用されております)。

② 出願後に、ロシア国内でされた他人の先願出願の明細書等に記載された発明が出願公開され、その発明と同一の後の出願は、登録を受けることができません。

< 新規性喪失の例外の適用 >

以下の場合、新規性を有するものとみなされます。

① 出願前6ヶ月以内における実用新案登録を受ける権利を有する者による考案の公表

② 出願前6ヶ月以内における実用新案登録を受ける権利を有する者から直接的又は間接的に情報を得た第三者による考案の公表

(4) 審査：

① 方式審査：

(a) 出願後、出願書類が要件を満たしているか否か、審査されます。

方式的要件を満たしていない場合、出願人は要件不備の指令日から3ヶ月以内に不備を是正することができます(期間延長可能)。

(b) 考案の単一性要件を明らかに満たしていない場合、出願人は、3ヶ月以内にいずれのクレームを選択するか、要求されます。出願人がこの要求に応じなかった場合、最初に記載されたクレームに基づき審査が行われます。

② 実体審査の内容：

上記方式審査後、以下の内容について実体的な審査が行われます。

- (a) 実用新案クレームに基づき、先行技術の調査及び審査
- (b) クレームに記載された考案が、実施できる程度に開示されているか否か
- (c) 実用新案クレームが登録性の要件に適合しているか否か

③ 実体審査手続：

- (a) 審査の結果、登録要件を満たしていないと判断した場合、審査官は拒絶理由通知を発行します。出願人は、当該拒絶理由通知の日から3ヶ月以内(請求により延長可能)に応答することができます。
- (b) 拒絶理由通知に対する応答後、依然として登録要件を満たしていないと判断された場合、最終的に拒絶されます。

(5) 登録：

- ① 実体審査後、登録要件を満たしていると判断された場合、実用新案付与の決定が行われます。
- ② 登録に必要な料金が納付された後、出願の内容が公報に公告され、原簿に登録された後、登録証が出願人に送付されます。

(6) 審判：

- ① 拒絶査定に対して、査定通知書を受領してから7ヶ月以内に特許庁に審判を請求することができます。
- ② 上記特許庁の決定に対しては、裁判所に上訴することができます。

(7) 補正：

実用新案付与の決定又は拒絶査定前に、審査官の要求により補正をすることができます。

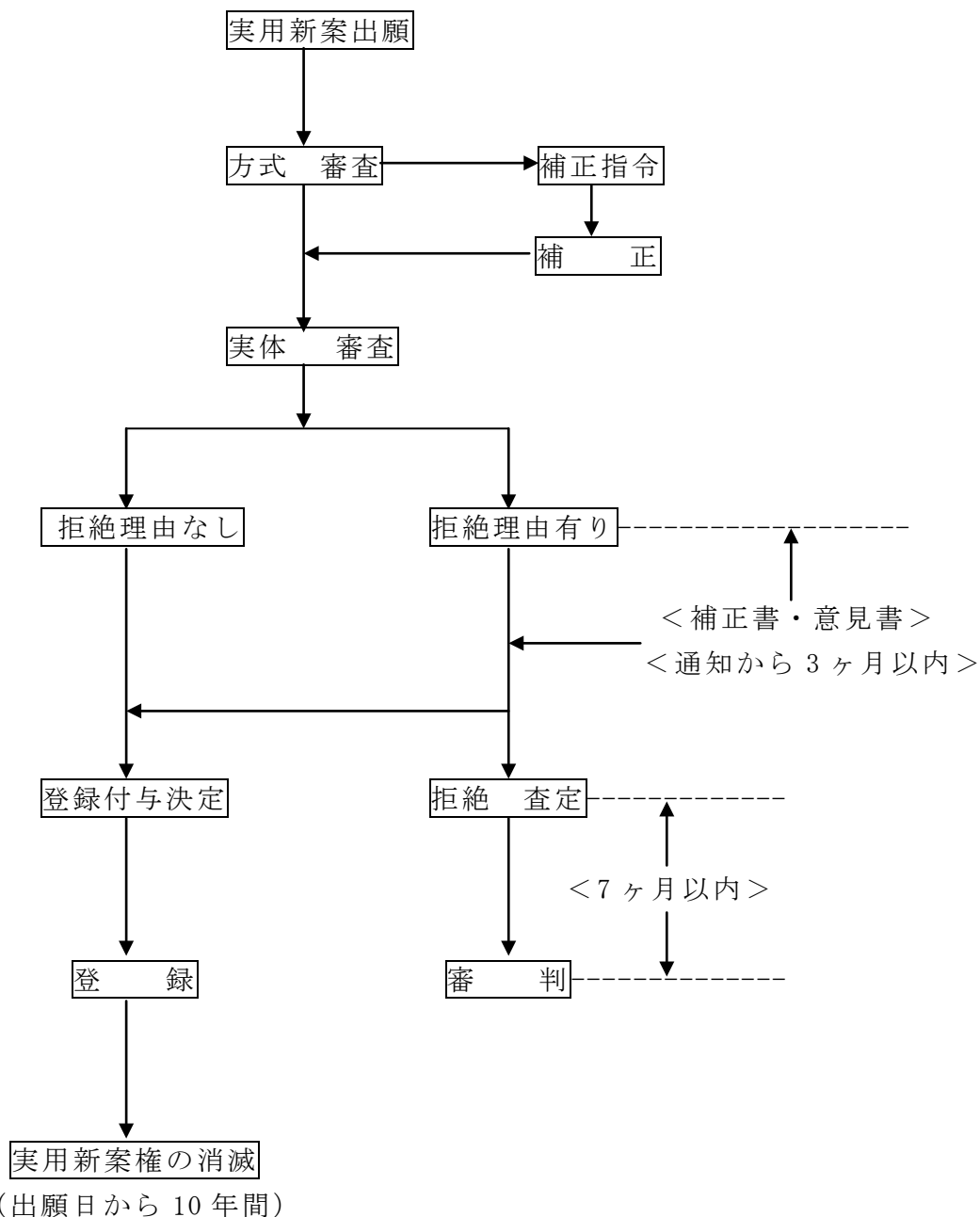
(8) 分割出願：

- ① 考案の単一性を満たしていないとの審査官の判断に対して、応答期限内に分割出願をすることができます。
- ② また、出願が実用新案権として原簿に登録されるまで、又は拒絶査定に対する審判請求するまで、出願人は自発的に分割出願をすることができます。

(9) 異議申立て：

規定されておりません。

出願から実用新案権の消滅までのフローチャート：



9. 存続期間及びその起算日（権利発生日）

(1) 出願日から10年間です。

実用新案権は設定登録日から発生します。

(2) 登録時に1年次からの累積年金を納付する必要があります。

10. (無審査登録制度の場合) 第三者対抗要件について

規定はありません。

11. PCT に加盟している場合、その国内段階手続の概要(国内段階移行期限等)

(1) 国内段階移行時期：

優先日から 31 ヶ月以内です。

(2) 提出すべき書類：

下記書類のロシア語による翻訳文の提出が必要です。

① 国際出願時の明細書・請求の範囲・図面中の説明

② 第 19 条補正があった場合：

国際出願時の請求の範囲及び補正書の双方の翻訳文

③ 第 34 条補正があった場合：

国際出願時の明細書等及び補正書の双方の翻訳文

12. 留意事項

(1) 出願から First Action (拒絶理由通知等) までの所要期間：

約 6 ヶ月から 8 ヶ月です。

(2) 出願から最終処分 (登録又は拒絶) までの所要期間：

約 10 ヶ月から 1 年 2 ヶ月です。

(3) 回復：

① 手続期間を、出願人の正当な理由により、遵守できなかった場合には、所定期間内に、復活手数料及び必要な書類を提出することにより、出願の復活を請求することができます。

② 例えば、優先期間内に、出願できなかった場合、年金不納により実用新案権が消滅した場合に、回復手続きを利用することができます。

意匠制度

1. 現行法令について

2014年3月12日の連邦法により改正された2008年1月1日施行の民事法典第4部が適用されています。

2. 意匠出願時の必要書類

(1) 願書 (Request) :

創作者及び出願人の住所、氏名、国籍。ロカルノ協定に基づく意匠の分類。優先権主張の情報（主張する場合のみ。国名、出願日、出願番号）等を記載します。

(2) 意匠の明細書 (Description) :

意匠の本質的要素、特徴のすべてを記載します。
また、意匠の目的及び使用の概要、最も近接する先行技術の記載も必要です。

(3) 図面 (Drawings) :

物品の外観の完全かつ詳細な印象を与えることが必要とされ、コンピュータ画像、写真、図面又はその他の表現物の提出が可能です。

(4) 優先権証明書 (Priority Document) :

出願日から3ヶ月以内に提出することができます。

(5) 委任状 (Power of Attorney) :

提出を要求された場合に、提出が必要となります。
なお、認証 (Notarization) 等は不要です。

3. 料金表 (単位：ロシア・ルーブル (RUB) です。)

(1) 出願料金 :

① 基本料金	2,500
② 1個を超える各意匠につき	1,400

(2) 期間延長料金 :

① 6ヶ月以内 (各月当たり)	200
② 6ヶ月から10ヶ月 (各月当たり)	400

(3) 登録料

	3,250
--	-------

(4) 拒絶査定不服審判請求料金

	2,450
--	-------

(5) 存続期間更新請求料金

	400
--	-----

(6) 年金 (各年度当たり) :

① 3年次及び4年次	850
② 5年次及び6年次	1,250

③7年次及び8年次	1,650
④9年次及び10年次	2,450
⑤11年次及び12年次	3,650
⑥13年次及び14年次	4,900
⑦15年次から18年次	6,100
⑧19年次及び20年次	8,100
⑨21年次から25年次	12,000

4. 料金減免制度について

特許の場合と同様、減免制度が適用されています。

5. 実体審査の有無

新規性、独自性の実体審査が行われます。

6. 出願公開制度の有無

出願公開制度はありません。

意匠権付与後に内容は公報及びウェブサイトで公表されます。

7. 審査請求制度の有無

審査請求制度はありません。

意匠出願は全件、実体審査の対象となります。

8. 出願から登録までの手続の流れ（フローチャート及び期限等を含む説明）

意匠出願は、方式要件、意匠の単一性及び実体的登録要件について審査されます。

(1)方式審査：

①出願は、方式要件及び意匠の単一性について審査されます。

②方式的要件に不備がある場合には、3ヶ月以内に不備を是正することが必要です（請求により延長可能）。

不備が是正されない場合には、出願は取り下げたものとみなされ、この場合、7ヶ月以内に審判を請求することができます。

③意匠の単一性不備が指摘された場合には、出願人は3ヶ月以内に審査対象となる意匠を一の意匠に特定するか、当該出願が一の意匠になる

よう出願を分割する必要があります。

出願人が期間内に一の意匠を特定しなかった場合、説明の最初に記載された意匠について審査が行われます。

(2) 実体審査：

① 出願は、その後、登録性、新規性及び独自性について実体的な審査が行われます。

② 不登録事由：

次の意匠は、登録を受けることができません。

- (a) 意匠の定義に適合しない意匠
- (b) 独自性の要件を具備しない意匠
- (c) 物品の技術的機能のみからなる意匠
等が該当します。

③ 新規性：

(a) 意匠の本質的特徴の全体が、優先日前に世界中のいずれの場所においても利用可能な情報から知られていない場合には、新規性があるとみなされます（絶対的新規性の採用です）。

(b) なお、新規性の判断にあたっては、公表された他人の先行ロシア特許出願や登録意匠等も考慮されます。

< 新規性喪失の例外の適用 >

以下の場合には、新規性を喪失しません。

(a) 創作者又は出願人による、出願前 12 ヶ月以内における意匠の公表

(b) 登録を受ける権利を有する者から直接的又は間接的に情報を得た者による、出願日前 12 ヶ月以内における意匠の公表

④ 新規性、独自性等の 実体的登録要件を満たしていないと判断される場合には、拒絶理由通知が発行され、出願人は当該拒絶理由通知から 2 ヶ月以内に応答することができます。

なお、この期間は最長 10 カ月を超えない範囲で、延長することができます。

⑤ 上記拒絶理由通知に対する応答後、登録要件を満たしていると判断された場合は、登録付与の決定がなされます。

当該登録付与の決定から 4 ヶ月以内に料金を納付することにより、登録され、登録証が出願人に発行されます。

(3) 審判請求：

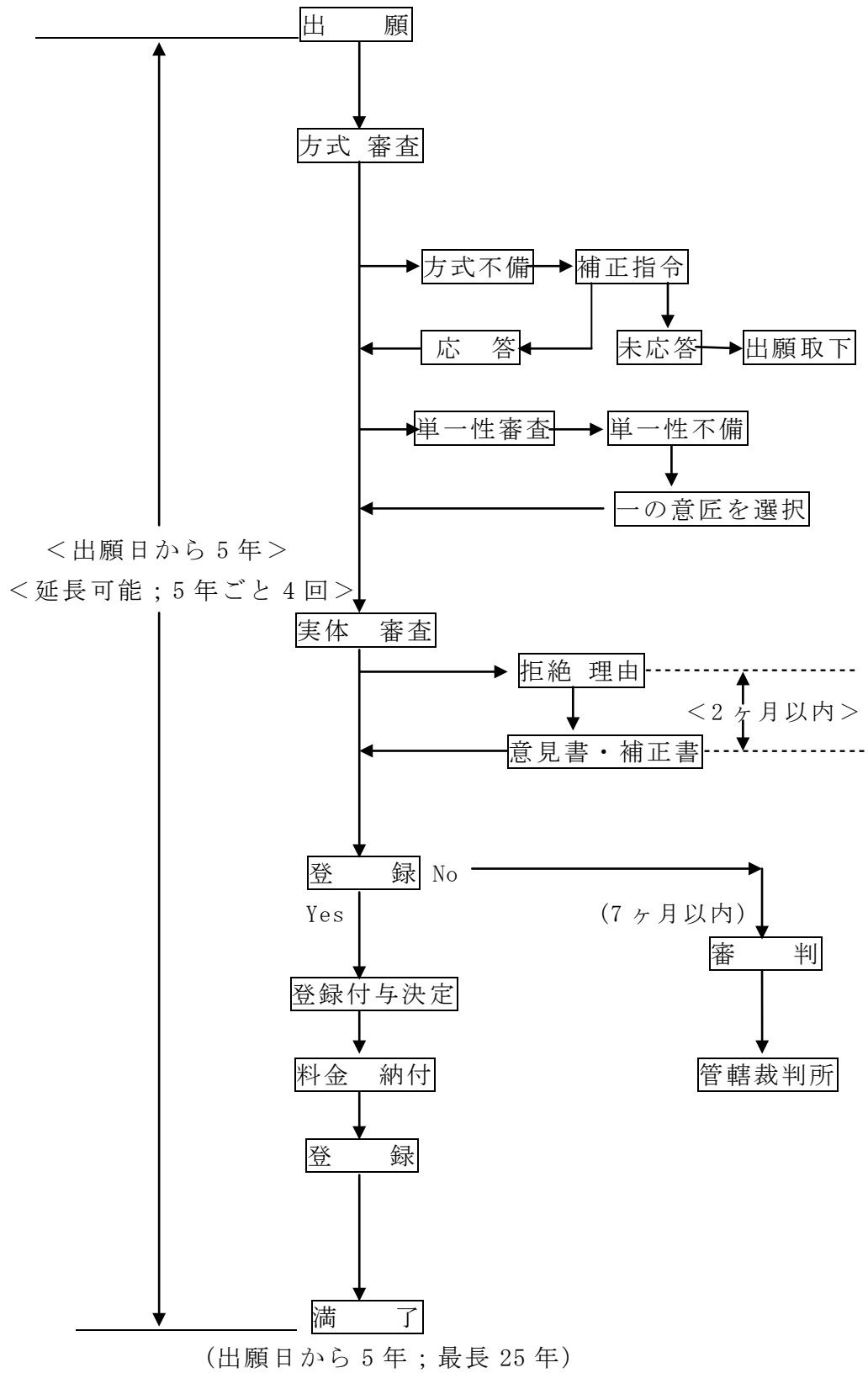
① 拒絶査定に不服を有する場合、出願人は 7 ヶ月以内に特許紛争評議会に審判請求をすることができます。

② 上記決定対して不服がある場合には、管轄裁判所に訴訟を提起することができます。

(4) 異議申立て；

採用されておられません。

出願から意匠権の消滅までのフローチャート：



9. 存続期間及びその起算日（権利の発生日）

(1) 意匠権の存続期間は、出願日から5年です。

請求により更に各5年間に付き4回延長することができ、最長で25年

となります。

(2) 意匠権は、意匠権の設定登録日から発生します。

(3) 登録の際の登録料金納付と同時に、3年度目以降の維持年金を累積年金として納付する必要があります。

10. 部分意匠制度の有無

部分意匠の保護は認められています。

11. 留意事項

(1) 出願から First Action（拒絶理由通知等）までの所要期間：

約4ヶ月から6ヶ月です。

(2) 出願から最終処分（登録又は拒絶）までの所要期間：

約6ヶ月から1年です。

(3) 意匠の定義：

物品の外観を定める芸術的又は芸術構造上の解決は意匠とされ、平面、立体及びこれらの組み合わせが含まれます。

(4) 無効請求：

① 意匠権の登録後は、不登録事由に該当することを理由とする無効を請求することができます。

② 従来、無効審判請求は存続期間中に限り、認められておりましたが、その後改正され、期間経過後の場合でも請求が認められるようになりました。

③ 無効理由に関し、冒認出願を理由とする場合の無効審判は、裁判所が管轄します。

一方、それ以外の理由の場合には、特許紛争協議会が管轄します。

(5) 異議申立て：

異議申立制度は規定されておりませんが、情報提供することができるとされており（Informal Opposition）。

(6) 回復：

① 手続期間を、出願人の正当な理由により、遵守できなかった場合には、所定の期間内に、復活手数料及び必要な書類を提出することにより、出願の復活を請求することができます。

② 例えば、優先期間内に出願できなかった場合、年金不納により意匠権

が消滅した場合に、回復手続きを利用することができます。

(7) 意匠の国際登録に関するハーグ協定加盟に関して：

現在は、まだ加盟しておりません。

情報によりますと、既に加盟することが決定しており、近い将来に加盟することが予想されるということです。

商標制度

1. 現行法令について

2014年3月12日の連邦法により改正された2008年1月1日施行の民事法典第4部が適用されています。

2. 商標出願時の必要書類

商標及びサービスマークの出願に必要な事項及び書類は以下のとおりです。

(1) 願書 (Request) :

- ① 出願人の住所及び氏名（法人の場合は名称）、商品・サービスの表示及びそれらの属する区分（ロシアは国際分類を採用しています）。
- ② 一出願多区分制が導入されています。

(2) 委任状 (Power of Attorney) :

提出すべき補正指令を受けた場合、3ヶ月以内に提出する必要があります。

(3) 商標見本 (Mark) :

商標のロシア語への翻訳、及びロシア文字による商標見本の提出が求められる場合もあります。

(4) 優先権証明書 (Priority Document) :

ロシア出願日から3ヶ月以内に提出しなければなりません。

3. 料金表（単位：ロシア・ルーブル (RUB) です。）

(1) 商標出願料 :

- ① 1区分の場合 14,200
 - ② 2区分 1区分当たり加算 2,050
- < オンライン出願の場合：15%減額されます >

(2) 登録及び登録証発行料金 16,200

(3) 拒絶決定不服審判請求料金 8,250

(4) 更新料金 20,250

4. 料金減免制度について

料金の減免制度は採用されておられません。

5. 実体審査の有無

商標出願は、登録性、類似性等の実体審査の対象となります。

6. 出願公開制度の有無

出願は、公衆の閲覧のために公開されます。

7. 審査請求制度の有無

審査請求制度は採用されておられません。

8. 出願から登録までの手続の流れ(フローチャート及び期限等を含む説明)

(1) 商標出願は、方式審査を経て（出願から1ヶ月以内）、登録性と類似性に関する審査が行われます。

(2) 審査の結果、登録要件を満たしていないと判断された場合には、拒絶理由が発せられ3ヶ月以内に応答が可能です（この期間は、発行日から6ヶ月まで延長可能です）。

(3) 出願が拒絶された場合には、4ヶ月以内に特許紛争評議会に対して不服を申し立てることができます。

更に不服がある場合には、管轄裁判所に不服を申し立てることができます。

(4) 登録要件を満たしていると判断された場合には、登録決定が発せられ、登録料の支払いを条件に商標登録されます。

商標登録されると、登録証が発行され登録内容が公告されます。

(5) 不登録事由：

主な不登録事由は以下の通りです。

① 識別性のない商標

例えば、

(a) 特定の種類の商品を指定するために一般的に使用される標識からのみなる標識の場合。

(b) また、一般的に使用される象徴や表現を構成する標識のみからなる標識の場合。

具体的には、商品の種類、質、数量、特徴、価格等を表示するために使用される標識が該当します。

② 国旗、国の記章、国際的な政府機関の記章、略称、名称

③ 商品や生産者に関して、需要者の混同を生じさせるおそれのある標識

④ 公序良俗に反する標識

⑤ 先行する他人の登録商標と同一又は類似の商標

⑥ 周知商標と同一又は類似の商標

⑦ 著名人の姓、名、雅号その他の略称、肖像、署名であって本人の承諾を得ていないもの

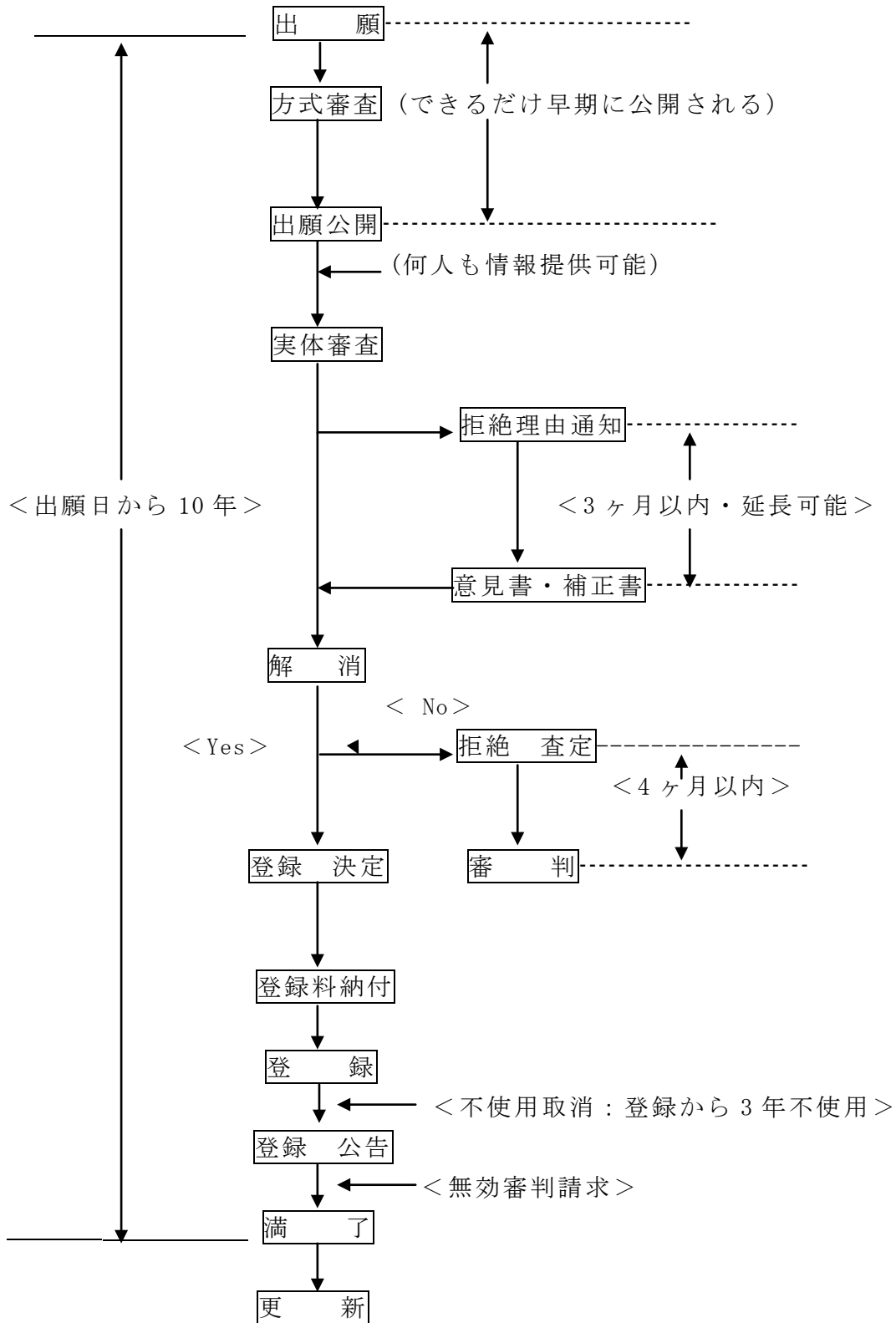
(6) 異議申立て：

規定はありません。

但し、出願が公開された後に、何人も商標の登録性に関する自己の意見

を特許庁に提出することができます。

出願から商標権の消滅までのフローチャート：



9. 存続期間及びその起算日（権利の発生日）

- (1) 存続期間は、出願日から 10 年です。
商標権は、設定登録日から発生します。
- (2) 10 年毎の更新が認められています。

10. 出願時点での使用義務の有無

出願時に商標の使用義務はありません。

11. 保護対象

- (1) 商標とは、「法人若しくは個人企業家の商品を個性化するために供される識別力のある標識」と、サービスマークとは、「法人若しくは個人企業家が遂行する業務又は提供するサービスを個性化するために供される識別力のある標識」と定義されています。
- (2) 言葉、絵画、色彩、3次元標識及び他の標識又はその組み合わせ、又は色彩との組み合わせ、商標となります。
- (3) 保護される商標：
 - ① 色彩商標、② 立体商標、③ 団体商標、④ 証明商標、⑤ 音響商標、⑥ 動き商標、⑦ 味覚商標、⑧ 芳香商標連合商標は、保護対象となりません。

12. 留意事項

- (1) 出願から First Action（拒絶理由通知等）までの所要期間：
約 1 ヶ月です。
- (2) 出願から最終処分（登録又は拒絶）までの所要期間：
約 1 年です。
- (3) 不使用取消制度：
 - ① 商標登録された商標は、その登録日から 3 年以内にロシア連邦内で使用されなければならない、正当な理由なく、継続して 3 年以上不使用の場合には、利害関係人は裁判所に対して、当該登録商標の取り消しを請求することができます。
 - ② 取り消し請求がなされた場合には、商標権者は登録商標を使用していることを立証しなければなりません。
- (4) 更新制度：
 - ① 商標権の存続期間は出願日から 10 年ですが、商標権は更新出願により 10 年毎に更新することができます。
 - ② 更新の際には登録商標を使用している立証は不要で、願書、手数料、必要に応じて登録証明書を提出すれば、存続期間は更新されます。

(5) 無効請求：

- ① 商標出願が登録要件に反して登録された場合には、利害関係人は特許庁に対して、存続期間中登録無効を請求することができます。
- ② 無効請求は、絶対的無効理由（識別性、公序良俗違反など）と相対的無効理由（他人の先行登録商標との類似性など）に基づいて行うことができます。

但し、以下の相対的的理由については、登録が公告された日から5年以内とされています。

(i) 類似する商品や役務に関して、ロシア連邦で先行する優先権を有する登録又は出願された他人の商標と抵触する場合

(ii) 類似する商品に関する周知商標としてロシア連邦で保護されている先行する他人の商標と抵触する場合、です。

(6) 国際商標登録：

- ① ロシアは、マドリッド協定及びマドリッド協定議定書の締約国です。
- ② 従いまして、これらの協定に基づき、領域指定することにより商標の保護を求めることができます。

(7) 回復：

- ① 出願中に正当な理由により、期間を遵守できなかった場合、所定の期間内に、回復手数料及び証拠書類を提出することにより、出願回復の申請を行うことができます。
- ② なお、更新手数料の不納により消滅した場合、回復は不可能といわれています。